

定額減税補足給付金（不足額給付）について

令和6年8月～10月に行なった定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（当初調整給付金）において、支給額に不足がある場合の追加の給付（不足額給付）を行います。

給付金の対象者

令和7年1月1日時点で益田市に住所を有し、次の不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱに該当する方。

不足額給付の内容

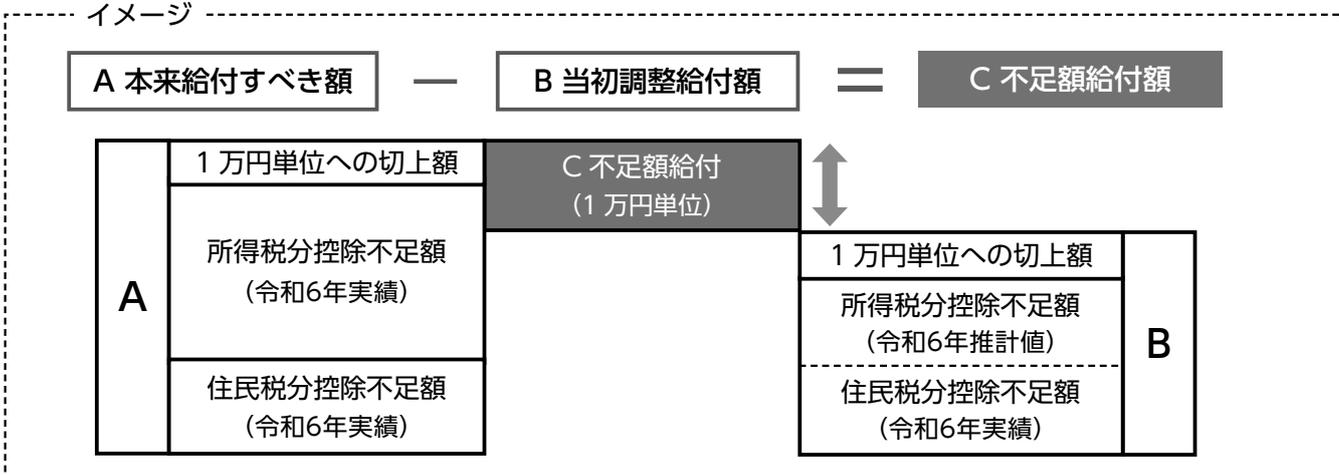
●不足額給付Ⅰ

当初調整給付金は、令和5年分の所得等を基にした令和6年分推計所得税額を用いて算出しました。これにより令和6年分所得税額および定額減税額が確定後、当初調整給付額より本来給付すべき額が上回った場合、差額を不足額給付として支給します。

【対象となりうる方の例】

- ・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- ・令和6年中に扶養親族等が増えた方（子どもの出生等）

イメージ



●不足額給付Ⅱ

次の①～③のすべてに該当する方に対して、**原則4万円**を支給します。

※算定の結果、支給額が1～3万円となる場合があります。

- ① 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円
- ② 税制度上、「扶養親族」対象外（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）
- ③ 低所得世帯向け給付（令和5年度、令和6年度非課税給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

不足額給付金の支給手続き

- ① 対象となる方には、給付内容や確認事項等が記載された書類を**8月下旬以降**順次郵送します。
- ② 届いた書類の内容を確認の上、書類記載の案内に従って手続きをしてください。
- ③ 市での確認後、給付金を指定口座に振込みます。

9月1日から9月26日までは不足額給付金相談スペース（益田市役所1階 多目的スペース）を設け、対面でも受付を行います。 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）



申請期限

10月31日(金)

詳細は市公式ウェブサイトへ▶▶▶

給付金を装った詐欺にご注意ください。国や市が、現金自動預け払い機（ATM）の操作をお願いしたり、メールでお知らせしたりすることはありません。

【問い合わせ先】 市税務課 市民税係(平日 8:30～17:15) ☎ 31-0608 / 31-0609 ☎ 23-3929